

第3次 門川町生活排水対策総合基本計画 (概要書)

1. 計画策定の基本的事項

1-1. 計画策定の目的

門川町では平成4（1992）年度に「門川町生活排水対策総合基本計画」、平成20（2008）年度に「第2次計画」を策定しました。

平成28（2016）年度には第2次計画の中間見直しを行い、生活排水対策を進めてきたところですが、第2次計画の策定から11年が経過していることや、県の新たな計画で示される本町の生活排水処理率の目標値を早期に達成し、さらなる処理率の向上を効率的かつ効果的に推進するため、令和3（2021）年度を初年度とする「第3次門川町生活排水対策総合基本計画」を新たに策定するものです。

また、本町のし尿処理施設である門川町衛生センターは、稼動開始から39年が経過し、老朽化が施設全体に及んでいることから、衛生センターの今後の整備方針を含めた、し尿・汚泥処理の計画を定めます。

1-2. 計画地域の範囲

本計画は、門川町全域を対象とし、河川の流域により五十鈴川流域、鳴子川流域、丸山川流域、丸バエ川流域、新川流域、門川湾海域に区分します。

1-3. 計画の期間

本計画の実施期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

2. 計画の基本理念、目標

本町では、これまでの計画に基づき、合併処理浄化槽の整備や学習会・講習会などの住民啓発により生活排水対策を推進しているところですが、生活排水処理率は令和元（2019）年度で69.9%であり、残りの約30%は生活雑排水が未処理のまま河川・海域等に排出されていることから、公共用水域の水質汚濁の原因となっているものと思われます。

このような状況を踏まえ、本計画の基本理念、目標を次のとおりとします。

2-1. 基本理念

行政と住民が一体となって公共用水域の水質浄化のための啓発活動に取り組むとともに、合併処理浄化槽による生活排水処理施設の整備を推進し、快適な生活環境づくりを目指します。

2-2. 計画の目標

令和12（2030）年度末までに、生活排水処理率83%の達成を目標とします。

3. 生活排水処理施設整備計画

本町では、前計画から町内全域を対象として「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」を推進しており、引き続き、本事業の推進によって町の生活排水対策を進めていくこととします。ただし、以下の点を考慮し、整備を推進するため、設置に関して一定の補助を行いながら、維持管理に関して啓発を行っていきます。

- 設置者（住民）の設置時の費用負担が大きい。
- 法定検査の受検率が低い。

3-1. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設整備の基本方針を次のように定めます。

- ① 本町全域（南ヶ丘団地を除く）において、引き続き、浄化槽設置整備事業（個人設置型）を推進することにより、生活排水対策を進める。
- ② 既に各家庭に設置されている浄化槽の維持管理については、管理者に浄化槽法に基づく保守点検・清掃の実施・定期点検を受けるなどの指導を徹底する。
- ③ 単独浄化槽を設置している家庭、あるいはし尿くみ取りの家庭については、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ④ これまで、高度処理型の浄化槽の設置についても助成を行っており、引き続き普及促進を図る。
- ⑤ 浄化槽による生活排水処理に伴い発生する汚泥（浄化槽汚泥）は、引き続き門川町衛生センターで適正処理を行うが、衛生センターは稼働開始から39年が経過しており、老朽化が施設全体に及んでいることから、適正な維持管理と処理機能の維持に努めるとともに、新たな処理施設の整備に取り組む。

3-2. 生活排水処理人口

浄化槽設置整備事業（個人設置型）の推進により、本町の生活排水処理率は、目標年次の令和12（2030）年度において、五十鈴川流域で約97%、鳴子川流域で約81%、丸山川流域で約78%、丸バエ川流域で約90%、新川流域で約88%、門川湾海域で約72%、町全域で約83%に向上することが見込まれます。

表1 流域別生活排水処理人口

（単位：人）

区 分	五十鈴川流域		鳴子川流域		丸山川流域		丸バエ川流域		新川流域		門川湾海域		合 計	
	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)	2019年 (R1)	2030年 (R12)
計画処理区域内人口	4,505	4,175	4,970	4,609	580	534	1,970	1,820	88	83	5,894	5,477	18,007	16,698
水洗化・生活雑排水処理人口	3,938	4,043	3,366	3,751	362	417	1,555	1,645	62	73	3,298	3,939	12,581	13,868
(1) 公共下水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 合併処理浄化槽	3,938	4,043	3,366	3,751	362	417	1,555	1,645	62	73	3,298	3,939	12,581	13,868
(4) 漁業集落排水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独浄化槽)	413	96	1,414	756	208	112	378	159	16	6	2,213	1,311	4,642	2,440
し尿くみ取り人口	154	36	190	102	10	5	37	16	10	4	383	227	784	390
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	87.4%	96.8%	67.7%	81.4%	62.4%	78.1%	78.9%	90.4%	70.5%	88.0%	56.0%	71.9%	69.9%	83.1%

3-3. 汚濁負荷量削減効果

生活排水処理施設の整備（浄化槽設置整備事業の推進）による汚濁負荷量の削減効果は、目標年次の令和12（2030）年度において、五十鈴川流域で13.00kg/日（-39.0%）、鳴子川流域で22.03kg/日（-34.4%）、丸山川流域で3.01kg/日（-35.7%）、丸バエ川流域で7.27kg/日（-37.5%）、新川流域で0.44kg/日（-42.7%）、門川湾海域で30.68kg/日（-32.4%）、町全域で76.43kg/日（-34.6%）の削減が見込まれます。

表2 排出汚濁負荷量削減効果

（単位：kg/日）

項目	流域名	五十鈴川	鳴子川	丸山川	丸バエ川	新川	門川湾	町全域
	流域	流域	流域	流域	流域	流域	海域	
生活系 排出汚濁負荷量	2019 (R1)	33.37	64.12	8.42	19.40	1.03	94.79	221.13
	2030 (R12)	20.37	42.09	5.41	12.13	0.59	64.11	144.70
削減効果		13.00 <-39.0%>	22.03 <-34.4%>	3.01 <-35.7%>	7.27 <-37.5%>	0.44 <-42.7%>	30.68 <-32.4%>	76.43 <-34.6%>

備考：1 削減効果は、R1(2019)排出汚濁負荷量とR12(2030)排出汚濁負荷量の差

2 <>内は、R1(2019)排出汚濁負荷量に対する削減割合

4. し尿・汚泥処理計画

生活排水処理施設整備の基本方針に示すように、本町では町内全域を対象に浄化槽設置を推進することにより生活排水対策を進めることとしていますが、その一方で、し尿処理施設は、各家庭から出されるくみ取りし尿や、浄化槽から排出される汚泥（浄化槽汚泥）の適正処理において、重要な役割を担うものと考えられます。

4-1. し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

本町におけるし尿・浄化槽汚泥の適正処理に向けての基本方針を次のように定めます。

- ① 生活排水処理の適正化を推進し、排出される浄化槽汚泥やくみ取りし尿については、本町のし尿処理施設である衛生センターで処理を行う。
- ② 衛生センターは老朽化が施設全体に及んでいることから、その抜本的な対策として、新たな処理施設の更新整備に取り組む。
- ③ 新たな処理施設が供用を開始するまでは、現衛生センターにおいて適正処理を行っていくこととし、継続して機能維持に努める。

4-2. し尿処理施設整備の社会的動向

廃棄物処理施設を取り巻く社会情勢は、これまで排水や排出ガス等の規制が強化されるなど、公害防止に重きを置かれてきましたが、近年は循環型社会の形成や地球温暖化問題に配慮して、再資源化や省エネルギー化、脱炭素化などを推進する動きが高まっています。

このような社会情勢の中、し尿・浄化槽汚泥処理においても資源回収や類似施設との有機的連携などが求められるようになり、循環型社会の形成に寄与する処理施設として、衛生処理と資源への再生機能を併せ持つ「汚泥再生処理センター」の整備が全国の自治体で進められています。

4-3. 新衛生センターの整備方針

新衛生センターの整備に向けての基本的な考え方、廃棄物処理施設として備えるべき要件等は次のとおりとします。

新衛生センター整備に向けての基本的な考え方

- ① 施設整備にあたっては、循環型社会の形成に寄与する施設である汚泥再生処理センターを基本とするが、従来からのし尿処理施設も含め、今後検討を進めていく。
- ② 処理対象物は、町内で排出される「し尿・浄化槽汚泥」とする。
- ③ 施設の能力は、将来的に予測されるし尿・浄化槽汚泥量に対応できるものとする。
- ④ 水処理方式は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」に適合した方式の採用を基本とし、これに処理対象物の量及び質、地域の実情等を十分に考慮して選定する。
- ⑤ 汚泥処理・資源化方式は、現衛生センター（し尿処理施設）では汚泥の乾燥・焼却処理を行っているが、新しい施設では、汚泥助燃剤化の採用など再資源化についても検討しつつ、また費用対効果の検証と合わせて整備計画を進める。
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法等の関係法令に準拠した施設とする。
- ⑦ 処理水質は、放流先や関係法令の基準値を満足することはもちろんのこと、将来の水質規制動向等にも対応した水質レベルとする。
- ⑧ 施設から発生する臭気については、特に十分な対策を講じる。
- ⑨ 施設内の安全衛生対策、快適な作業環境及び効率的な運転に配慮した施設とする。
- ⑩ 周辺環境との調和と景観に配慮し、住民に親しまれやすく、清潔で堅牢な施設とする。
- ⑪ 浸水対策など、災害時の対応能力を高めた施設とする。
- ⑫ 施設の耐用年数については、機械設備の耐用度から一般的には15～20年程度と言われているが、後年に長寿命化・延命化事業を行うことにより30年程度の稼働を目指す。
- ⑬ 現衛生センターにて、し尿・浄化槽汚泥処理を継続しながら、新施設の整備を進めていくこととする。
- ⑭ し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する残渣物の処理・処分に当たっては、近隣の処理施設との連携について関係団体その他関係者と協議、調整を行っていく。